

特定健康診査・特定保健指導に関するQ & A（追加分）

【問診票について】

問 4 標準的な健診・保健指導プログラム第2編に示されている別紙3標準的な質問票の質問項目18「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。」に対し、「⑦やめた」または「⑧飲まない（飲めない）」と回答した場合、質問項目19「飲酒日の1日当たりの飲酒量」は、どのように回答すればよいか。

（答） 質問項目18について「⑦やめた」「⑧飲まない（飲めない）」と回答した場合、質問項目19については回答不要。

【外部委託について】

問 32 特定保健指導については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年厚生労働省告示第92号）第2の5（13）の規定により、委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこととされている。

対象者に実施される一連の保健指導の業務の一部である、初回面接の実施、支援計画の作成又は実績評価の実施において、保険者から直接委託を受けた保健指導機関が、当該保健指導機関と雇用関係にない専門職個人にこれらを実施させることについて、当該保健指導機関の統括者が、各対象者の指導期間を通して実施状況の把握等を行い、当該特定保健指導の適正な実施が確保されるよう統括していると判断できる場合、「業務の全部又は主たる部分を再委託」することに該当しないと解して差し支えないか。

（答） 差し支えない。